

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 土居 昌弘

1 日 時

平成26年12月8日（月） 午後1時03分から
午後3時01分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

土居昌弘、油布勝秀、末宗秀雄、近藤和義、守永信幸、久原和弘、元吉俊博

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

玉田輝義

6 出席した執行部関係の職・氏名

農林水産部長 工藤利明 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第119号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (2) 請願48については、採択すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情48について、質疑を行った。
- (4) 平成27年度農林水産部当初予算（一般会計）要求について、平成26年度災害等の発生状況について及び農地中間管理事業についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 大久保博子
政策調査課政策法務班 副主幹 阿孫正明

農林水産委員会次第

日時：平成26年12月8日（月）13：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

13：00～15：30

(1) 合い議案件の審査

第119号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

請 願 48 農業・農協改革に関する意見書の提出について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 48 由布市湯布院町塚原共進会跡地のメガソーラー建設に関する許可について森林法の趣旨に則って厳正に審査を求めることについて

(4) 諸般の報告

①平成27年度農林水産部当初予算（一般会計）要求について

②平成26年度災害等の発生状況について

（ア）阿蘇山からの降灰による農作物等への対応について

（イ）特定家畜伝染病の発生状況等について

（ウ）台風19号による漁港関係施設被害状況について

③農地中間管理事業の現況について

④平成26年産米について

⑤大分県酪農振興計画の策定について

⑥ドロップネットによる有害鳥獣捕獲について

⑦ウナギ養殖業への届出制の導入について

(5) その他

3 協議事項

15：30～15：40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

土居委員長 ただいまから、農林水産委員会を開きます。

まず、委員の皆様ご承知のとおり、去る10月29日の議会運営委員会において、議会運営改革の一環として、常任委員会における委員間討論の活性化が決定されましたので、ご留意をお願いします。

次に、議会運営改革に関連しまして、本日は、委員外議員として、玉田議員が出席されています。

ここで、委員外議員の発言について、委員の皆様にお諮りします。

委員外議員からの発言の申し出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められております。

本委員会の円滑な運営のため、委員から特にご異議が出た場合を除き、発言を許すか否かについては、委員長に一任いただきたいと思います存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、委員外議員の発言を許すか否かについては、私にご一任いただきます。

委員外議員をお願いします。発言を希望される場合は、委員の質疑・討論終了後に、挙手の上、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に、ご発言願います。

なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、委員外議員には、あらかじめ、ご了解をお願いします。

皆さんにお願いいたします。この第3委員会室では、委員も執行部の皆さんも全員マイクの使用をお願いします。マイクは発言の都度、オン、オフをしてください。

また、マイクの数に限りがありますので、慌てなくて結構ですから、私の指名を受けてからマイクを回していただき、ゆっくり、はっきりと発言をお願いします。

本日審査いただく案件は、総務企画委員会から合い議のありました議案1件及び今回付託を受けました請願1件であります。

これより、合い議案件の審査に入ります。

第119号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

工藤農林水産部長 説明に入ります前に、一言御礼を申し上げます。

この秋、夏までは天候不順でございますけれども、天候に大変恵まれました。秋の農林水産祭4日間、いずれも天気に恵まれまして、入場者数が昨年に比べて15%アップ、11万5千人ということで、売り上げの金額も1億円を超える、昨年よりも11.7%アップという状況になりました。これも大変、土居委員長を初め皆さん方にご協力をいただいたおかげではないかと思っております。きょうはまたいろんな説明も、それから報告もさせていただきますけれども、特に、ことしは大きな台風災害はなかったというものの、4

月以降、PEDとか、今また鳥インフルエンザ、それから口蹄疫等が近隣の国で発生しているということで、なかなか気象災害も問わず、いろんな形で農林水産業の状況が変わっているなという気がしております。我々もしっかり心してやっていかなければいけないというふうに思っております。

きょうは、審議をひとつよろしくお願いいたします。

本多農地農振室長 第119号議案の大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案書は、4ページでございますが、改正の詳細につきまして、お手元の農林水産委員会資料で説明いたします。委員会資料の1ページをお開きください。

まず、1の改正の理由についてでございます。知事の権限に属する事務の一部を市町村に移譲するため、今回、大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

2の新たに市町村への権限移譲を行う事務は、農地法でございます。

農地法につきましては、移譲に向けた準備が整った市町村から順次移譲しておりまして、既に豊後高田市、豊後大野市を初め6つの市と村に移譲済みであります。

次に、3の移譲事務の内容でございますが、農地法第4条と第5条に係る農地転用許可事務のうち、転用面積が2ヘクタール以下のものと、これに関連する事務につきまして、市町村に移譲するものでございます。

事務を受け入れた市町村は、地方自治法の規定によりまして、該当事務を農業委員会に再委任することとなります。

現行の処理手順と移譲後の処理手順を記載しておりますが、従来各市町村の農業委員会は、上の図のように申請書に意見書を付し、県に送付いたしまして、県知事が許可をしておりました。移譲後は、市町村の農業委員会が直接、県農業会議に諮問し、許可することとなるため、審査期間の短縮等住民サービスの向上につながるものと考えております。

4の移譲対象市町村及び施行期日でございますが、日出町に平成27年2月1日から移譲いたします。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。

久原委員 移譲済み市町村というのが6市村で、新たに日出町が加わったということですね。そのほかの市町は、今、どういう状況にあって、そしてもう間もなくそういう申請が出てくるだろうというような状況なのか、あるいは全然ノータッチみたいな感じになっているのか、そこら近所はどうですか。

本多農地農振室長 今、他の市町にも権限移譲の働きかけをしておりますが、ご案内のとおり、農業委員会法の改正等があるというようなこと、それからどうしても県の農業会議に諮問するとか、そういった事務が同じであるということ等ございまして、しばらく様子を見たいと、検討したいというような回答でございます。

久原委員 ここに出ている市村、新たに日出町、それ以外のところはそういう手続があるので、しばらく様子を見たいということをお願いするわけね。そしたら、あなたたち県としては、これは進めていったほうが良いというふうに感じているのか、どうなのか、そこらはどうですか。

本多農地農振室長 私どもといたしましては、やはり住民に身近なサービス、2ヘクタール以下のものにつきましては市町村が進めたほうが良いと思っております、各市町村に働きかけを行っているところでございます。

久原委員 私もその意見には賛成なのですが、そういう意味では、やっぱり早く市町村が理解できるように啓発をどんどん進めていかないと。なかなかそんなことじゃ、ぼーっとしてたらいつまでたってもできんよ。

本多農地農振室長 今後とも市町村に強く働きかけをしていきたいというふうに考えております。

守永委員 今まで移譲された市町村で、特段申請基準なり、許可基準の運用上問題となったり、問い合わせの状況とか、そういった状況がわかれば教えていただきたいんですが。

本多農地農振室長 ご案内のとおり、農地転用につきましては一律の許可基準というのがございまして、許可をしておるところでございます。それにつきまして、審査の基準でございますとか、質疑応答集等をつくっております、年に数回は市町村を集めまして、そこら辺の講習をしております。それは権限移譲市町村だけではなくて、まだ移譲していないものにつきましても、市町村の農業委員会を集めて行っておりますので、特段転用につきましてふぐあいがあったとか、そういったことは聞いておりませんし、ないと思います。

守永委員 実際、農業委員会で県に上げる段階で一通りの審査が行われるわけですから、基本的には市町村の農業委員会で事務がふえるということじゃないと思いますので、積極的にその辺も押さえて、各市町村に速やかに移行できるように取り組みをお願いしたいと思います。

末宗委員 農地は第1種とか第2種とかいろいろあるんだけど……。僕の出身の宇佐市の場合は、権限移譲はまだしていないから、いつも宇佐市の農業委員会が県と相談しながらやっていると思ってるんです。権限移譲したら……。この様式だけ見たら県の農地農振室とかに相談とかは今、どんなぐらい進みよるのかなと思って、そこのあたり。

本多農地農振室長 全ての案件というわけではないんですけれども、幾つかの例えば1種農地とか優良農地と言われるようなものにつきましては、こういうふうに取り扱いたいのだがいかがだろうかという問い合わせ等ございまして、それに対して、こちらのほうが指導しているというふうな状況でございます。

ちなみに、これはあくまでも2ヘクタール以下でございまして、2ヘクタールを超えるものから4ヘクタールまでについては、法定受託事務といたしまして、国からの委任を受けて県がしております。それから、4ヘクタールを超えるものにつきましては、国の許可というふうになっているところでございます。

末宗委員 その場合、市町村がきっと問題あろうけどよかろうということで許可しようとした場合、本当に許可できるんですか。

本多農地農振室長 あくまでも2ヘクタール以下については、市町村が許可権限を持ってまいります。ただ、当然、その下のほうに見ていただきますとわかりますとおり、県農業会議に諮問答申という過程がございます。この会議の中には、実は私どもも参加しております。もし、そこで疑義があるものとか、そういったものがあつたら当然そこで排除されていくというふうに考えております。

末宗委員 もう1点、権限移譲したら、期間的にはどのぐらい短くなるんですか。

本多農地農振室長 1週間から2週間ぐらいはというふうに考えております。と申しますのが、おおむね2カ月ぐらい……。県の農業会議の諮問会議というのが月に1回、大体毎月月末にございます。今、全ての案件はこれの意見を聞かなければならないというふうになっておりますので、ここの縛りがございますが、そこにかけるまでの期間、1週間から2週間程度短くなるんじゃないかならうかと思えます。

土居委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、請願48農業・農協改革に関する意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

矢田団体指導・金融課長 農業・農協改革に関する請願についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、1農業協同組合と農業協同組合中央会についてです。

農協は昭和22年に制定された農業協同組合法に基づく農業者の組織で、事業は営農指導を初め、信用・共済・購買・販売・その他の葬祭・福祉などを総合的に展開しております。

農協中央会は昭和29年に当時危機的状況であった農協経営の健全化の指導のため、農協法で全国・各都道府県におおの設置された組織で、農協に対し、事業・経営の指導、組合の財務・業務の監査、教育や情報の提供などを行っています。

次に、2農業・農協改革をめぐる経緯についてご説明いたします。

国では規制改革会議の提言を受け、6月に日本再興戦略、農林水産業・地域の活力創造プランが改訂され、農家の所得向上を目指すために、農協は抜本的な改革と5年間の改革集中推進期間で、自己改革の実行を求められております。

この動きを受け、11月6日には、全国農協中央会が自己改革案を公表いたしました。

この自己改革について、3国と農協系統組織の農協改革の考え方の比較を表で説明いたします。

最初の(1)国と農協系統組織の農協改革の目的比較でございます。

目的につきましては、国は農業・農村の発展、農協系統組織は自主自立の協同組合としての自己改革としておりますが、農家所得の向上という点で一致しております。

次の3ページをお開き願います。

(2)国と農協系統組織の考え方の比較を整理しております。

准組合員の利用、事業方式、中央会のあり方と機能、全農のあり方などについて、国と農協系統組織の考え方に相違が生じております。

最後に、4これからの動きでございます。

国は27年1月の次期通常国会へ、農協改革に必要な農協法の改正案の提出を予定しております。

農協系統組織は自己改革を進めるとともに、27年10月に3カ年の基本方針を決するJA全国大会でより具体的なものとして方針を決議し、それを受けまして、本県農協系統組織でもJA県大会を開催し、方向性を定める予定でございます。

以上でございます。

土居委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

久原委員 今、国と農協系組織の違いとか、考え方の違いというのが出たんですけど、請願は、農協系組織の皆さんが言っている、その内容でこの請願は出ているのかな。

矢田団体指導・金融課長 48の請願につきましては、JAグループが自己改革によりという1番最初に請願の話題でございますので、農協系統は自己改革により進めさせていただきたいということを書いておりますけど、この1個1個の項目を請願の内容の中に個別に列挙しているわけではございません。

久原委員 農協をどう見るかということなんやけど、生産者がみずから出資して、そして農協をつくっているわけですね。農協は、自分のところの職員を雇用したりだとかそういうことをして、指導を強化したりだとかというようなことをするために、やっぱり信用だとか、あるいは共済なんかでもうけて、それを今度は営利にならない営農指導なんかの指導員に対する給料に用いたりしていると思うんよ。だから、そんなことをして信用だとかあるいは共済なんかを廃止して別にしなさいと言ったら、農協は成り立たんわ。私も農業協同組合に勤めていたことがあるんやけど、農協の役割というのは、目に見えないところ、いろんなやつがあるんよ。例えば、配合飼料を農協で1千円にしようかということを決めたとするわね。そして、農家のところに販売価格というのが出てくる。そしたら、業者はそれを見てぽっと、1千円って見たら980円にするんや。それでも、農協は平等の精神やから、10俵買っても、100俵買っても、値段は一緒や。ところが、業者は100俵買うところには、まだ安くするんや。そういうふうにする。だから、農協が果たしている役割というのは、農協が値段を設定するというような非常に重要なところがあるんや。それがもうなくなったら、業者はどうするかと言ったら、1俵1,100円にするわ。そういうふうなところをよう見た上で、農協というのは一体何なのかということを考えんと、平等精神の中で考えてやらんとやっぱり悪いような気がすると思うんやけどな。どう思うかい。

矢田団体指導・金融課長 今回の農協の改革につきましては、国におきましても農業者の所得の向上というところに視点を置いておりまして、農協は、委員おっしゃるとおり、協同組合ですから、平等を基本にしております。平等を基本にしているために大規模農家とか担い手の中核となる農業法人とか、そうしたところが農協を利用しなくなっている部分がございます、国のほうの農業改革も1円でも高く農産物を売れるように、そして1円でも安く資材やサービスを提供できるために、そうした大規模化、農業離れが進んでいる担い手に対しましても、農協が積極的にかかわっていきますように、また、そうした人たちが農協の経営に参画しやすいようにという形で改革を求めているところでございます。

久原委員 ほんなら、農協を株式会社にするのはいいというのかい。

矢田団体指導・金融課長 株式会社という形じゃなくて、例えば、農協の役員の方に担い手だとか、それから農業法人の代表とか、それから女性だとか若者だとか、いろんな形の方に、もしくは経営のプロも参加できるようにしながら、そしてたくさん買われる方につ

いては安く資材が提供できるように、そして、販売では買い取り販売なんかもできるような形で進めるということで検討しております。

元吉委員 今の業務執行体制ですかね、これで理事の半数を認定農業者や経営のプロとするというふうに書いているんですけど、実際、認定農業者が理事に半分もなるかということはどうなんですか。宇佐のほうについては、もうほとんど農協を早く離れていますから、認定農業者は。だから、農協に戻って、米は農協に出すかということになると、受けないんじゃないかと思うんですけど、現実的にはどう思っていますか。

矢田団体指導・金融課長 合併した大分県農協は、経営管理委員会制度というものを設けておりまして、理事さんたちは全員経営のプロがして、そして経営管理委員さんは農家の代表の方、地域の農業の代表の方、それからそうした認定農業者の方が、限られた時間ではありますけれども、経営管理委員会として加わるような形になっております。未合併農協につきましては、そうした形での農業者が全体の8割を占めなきゃならないという中で、プロの採用や、そうした部分の認定農業者とかもかかわってもらえると、またかかわってもらわないと、自分たちに利益の出る農協運営にならないということで、農協法の中でも改正しながら、そういうのも一方では目指している。

ただ、委員おっしゃるように、全部の農協がそれだけの方を担えるかというところで、農協系統のほうは規制をしないことを求めているということがあります。

近藤委員 農協改革を財界筋が言い出したというふうに私は認識をしております。TPPに頑強に反対しているのというふうな一面もあるとは思いますが、改革は当然やらなきゃいけませんし、要するに民営改革みたいに、ああいうばらばらになったら本当の農協の力は出ませんし、今の農協は必ずしもいいと私は言いません。ここでしっかりと自己改革をやっていただいて、本当に農家の所得に貢献するような、そういう農協に変身をしなきゃいけないというふうに思っておりますので、この出された趣旨をしっかりと採択して、自己改革で前向きにやっていただきたいと、そういうふうに私は思っております。

土居委員長 ほかに、ご質疑等もないので、これより採決いたします。

本請願は、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

ただいま、本委員会の発議をもって、意見書案を提出することに決定いたしました。

事務局は、案を配付してください。

〔事務局、意見書案を配付〕

土居委員長 それでは、案を事務局に朗読させます。

〔事務局朗読〕

土居委員長 この案にご意見はございませんか。

末宗委員 先ほどの請願、全会一致で採択したわけですけど、久原委員が言った、県は請願には、何か聞いとったら反対だというような説明だったんだけど、そこあたりは、議会と県は違うんだけど、こういう意見書を出すのには、意見を求めんでいいのかなと1つ思ったのと、それと、これ内閣府特命担当大臣、有村治子さんというのは、農業の何しよんのかなと思って。

矢田団体指導・金融課長 農協改革への県の考えでございますけれども、農協のためでな

くて、生産者である農家組合員のために、そうした改革になるように農業所得の向上のために資する改革となるように、そうした形での改正案をこれから詰められていくと思いますので、そうしたものになるということを期待しているところでございます。

〔委員間協議〕

土居委員長 今回の案では、さまざまなご意見がございましたので、農林水産部関係終了後に協議し整文したいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 それでは、12月12日の本会議に提出したいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で、請願48の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されています、陳情48由布市湯布院町塚原共進会跡地のメガソーラー建設に関する許可申請について森林法の趣旨に則って厳正に審査を求めることについて、執行部の説明を求めます。

吉田森林保全課長 メガソーラー建設に関する林地開発許可申請について厳正な審査を求める陳情についてご説明します。

資料の4ページをごらんください。

陳情のあった場所についてです。大分自動車道を別府方面から湯布院町へ走りますと塚原高原に入り由布岳が見えてまいります、その左側に位置し、平成4年に全国和牛共進会が開催された場所です。

その土地は、由布市が公募により売却先を決定した約20ヘクタールの土地で、売却先の業者は、太陽光発電施設を建設する計画です。

当該地は、大分県地域森林計画対象地であるために、1ヘクタールを超える開発行為を行う場合には、森林法に基づき県知事の林地開発許可を受ける必要があります。

事業者からは、現時点で、県に対しての申請書は提出されていません。

他方、このメガソーラー建設については、当初から景観を損ねるとの住民の声がありました。そこで、県としては、本年1月に、由布市と事業者との土地売買契約が解除されれば、森林（もり）ネットによる当該土地の買い取りをあっせんする旨を由布市に提案しました。

由布市もこの提案を受け入れ、現在は、契約解除に向けた協議をしていると聞いています。

申請書の提出があれば、陳情の趣旨のとおり、森林法の規定による、①土砂災害等の防止対策が講じられていること、②水害の防止対策が講じられていること、③水の確保対策が講じられていること、④環境対策が講じられていること、この4つの基準により厳正に審査いたします。

以上でございます。

土居委員長 この陳情について、ご意見等はございませんか。

末宗委員 ちょっと今、説明があったんですけど、これ事業者の名前が載ってなくて、

わかりにくいんだけど、本質的には外国人がやるという話を聞いているんだけど、それと、新聞紙上と今の説明が随分違うなという感じを受けたんだけど。もう新聞じゃ水路の許可まで出さざるを得んとか、何かそういうのが載っていたんだけど、今は森林ネットとの売買に移るといふ状況だといふふうな説明があったんだけど、相当誤差が大きいなと思って。

吉田森林保全課長 まず、事業者名でございますが、まだ計画中でございますので、事業者の事業に支障を与えると問題がございますので、事業者名については伏せております。ちなみに、この事業者は日本の会社でございます。

それから、新聞報道等に排水路施設に係る土地の整備を進めているというような記事が出ております。しかし、県といたしましては、あくまでもことしの3月段階で土地売買契約を解除するという方針を由布市から聞いております。このことを受けまして、森林ネットに土地の買い取りをあっせんするという方針を出しております。この方針は、由布市はまだそういう許可というものは法に基づいてせざるを得ないというふうに新聞等にも書いておりますけれども、由布市としては、あくまでも契約解除に向けた協議をやっていると、県としてはそういうふうに判断をしているところでございます。

末宗委員 大体、この事業でたらめなんだけど、由布市長が認めたんよね。そして、議会も認めたんよ。そして、後から反対が出たら、今度は反対だとか、市長自身が言っているような話で、あんまり論議する必要のないような話なんだけど、ただ、ここ議会でね、事業者名が公表できんなんかあるの。ちょっと余りにも議会ばかにしちよってね。

それと、日本の会社は、これ間違いないんやろうね、本質は。先ほど本質的に外国人だろうと言ったんだけど。ちょっと確認を、よく考えて発言してよ。

吉田森林保全課長 現在、業者名、やはりちょっと申し上げられないところがありまして……（「いや、何で申し上げられないか言って。ほんとに議会で言われるんだから」と言う者あり）これは、国のほうも事業が決定して、許可が出るまでは伏せておりますし……（「だから、条例か何か出して言えよ」と言う者あり）条例でいきますと、情報公開条例の事業者の事業に支障を与えるというようなことに該当するのではないかということで、名前については非公開ということにしております。

会社につきましては、これは東京にある会社であることは間違いございません。その確認をしております。

以上でございます。

土居委員長 本質的にという点は、東京にあるとかいう意味じゃなくて、内容はどういう会社なんですか。

吉田森林保全課長 内容は、言えることはファンドを扱っている会社でございます。出資者からお金を集めまして、こういう太陽光事業に投資をして収入益を得るといふ会社でございます。

末宗委員 それでは、執行部だけが情報を全部握って、議会にも出さん。そういう形で大分県の県政は進めるわけ。それならそれで、こっちも言い分があるから、そのようなことで通るの、本当に。（「通らない」と言う者あり）本当にそういう構えで大分県の行政はやりよるの。行政だけが秘密を持って、議会には何も出さんという方針でいくわけ。ちょっと部長、そのあたり。

工藤農林水産部長 この業者名を今出さないということは、まだ我々に直接申請が届いて

きていないという状況が1つございます。由布市が直接その業者といろいろ交渉しているという中で、我々はそこから間接的にいろんな情報も得ておりますけれども、一旦、申請が上がってくれば、当然その会社名はどこという形にはなると思うんですけれども、非常に住民のほうもいろんな反対意見もある、いろんな意見が由布市の中でもあるということで、我々としては慎重に扱っている状況だというふうにご理解をいただきたいと思います。

我々が押さえている情報の範囲では、外国資本という状況ではないということのはっきりしております。

以上です。

末宗委員 新聞にこれだけ載っていて、恐らく新聞社とか知っているわけだろうけど、それを議会に出さんで、これで済ませるわけ。こういう陳情をどう議論してという質問にも答えきらんで、そしてファンドの名前ぐらい言えばいいやん。

工藤農林水産部長 ここで言及する範囲において、直接名前を言えないという状況でございまして、新聞等での情報というのは一般に出ておりますけれども、そのところはご了解いただきたいと思っています。

末宗委員 理解できないから言ってるんでね、大分県の行政はそんなやり方で今からやるわけ。本当に。部長が答えきらんなら、この件、知事を呼ぶように持っていきこうや。隠されたような行政のやり方をやるようなことなら。

油布副委員長 この間、湯布院の方が私のところに、そういう反対グループが来たんや。この間、請願1個出してもらおうとしかけたんだけど間に合わなかったんだよ、最後、締め切りの日に。締め切りの日に来ちゃったんだ、昼から。どうしようもないんだ。話を詳しくいろいろ聞いたんだけど、今さっきのすったもんだの話、市長の関係のすったもんだの話も出た。何人も人間来てくれた。気持ちも彼らが言うことは、やっぱり湯布院というまちは自然を生かした中で、将来、また観光地として迎えていきたいのに、あんなのをぼーっと、今つくろうとしている。皆さんが知っているけど、私も牛飼っているからよく知ってるんじゃないや、現場に行ったから。あそこの山をずっと、由布岳というかな、鶴見岳というかな、あの辺。あるでしょう。あれ急になっているんだな、それで溝ができていな。大雨が降ったらすごい水が出るらしいんだよ。だから、あそこにそういう施設をつくったら、とんでもない問題ができるよと。そこら辺のことについては、議長も1番詳しいと思うんだよ、その辺は。地元であるし。

だから、あそこにそういうメガソーラーをつくったら絶対問題がありますよということ念を押して、反対しながら帰ったんだけど、この次のときはそれが出てくるかもしれん、3月議会にね。だから、よっぽど慎重に県は考えてせんと、本当に大ごとになるんじゃないかなと私は思うんです。あそこの地元のグループの方は、皆俺んところに来たんやから。それで、反対ですから。

近藤委員 私も、若干の経緯を知っているんですが、昨年、市議会で議決したんですけれども、1万円のペーパーカンパニー、ファンドクリエーションという相手、会社ですよ。そうでしょう。そうなんです。それで、湯布院の人たちが何十年ってかかって本当に大切にしてきた草原、これは本当だったら阿蘇、世界遺産と一緒に登録してもいいぐらい、それだけすばらしい環境のところなんです。そういうところに突如としてそういうのを市は売ると言い出したもんだから、実はびっくりしたんです。もう絶対売ってはいけない

ところ、これは由布市だけじゃないですよ、大分県というか、世界の財産、物すごく貴重なところなんですよ。こういうのをいとも簡単に蹴飛ばすような売り方したから、実は、何でこういうつまらん契約をするんかって市長にも僕は怒ったんですけどね。いろいろ地元から陳情が出てきて売ってくださいということで、プロポーザル方式で募集したわけですけど、売らんと言うから、やっと、よかったなというふうに思ったんですけど、また裁判になったら、また売るといふふうに言い出したでしょう。だから、湯布院がまちづくりを何でやったかということをおぼえていないんです、執行部が。だから、こういうことが起こるわけですよ。

ここは本当に危険な場所ですよ。19年に災害がありましたけれども、高速自動車道が横に通っていて、排水口がその穴に集中しまして、大変な災害が起きているんです。それも自然のままでそれだけが起きているんですから、そういう人工物をずっと張ったら、これは大変なことが起きます。だから、地元の人が反対をしてるんですよ。わずか100戸足らずぐらいの集落でしたけれども、小学校が廃校になろうかというようなときに、だんだんと環境がいいもんですからたくさんの方が住んできて、今、二十数名小学生がふえまして、人口がふえているんですよ。唯一人口がふえている。若い人がたくさん移り住んでくれて、そしていろんな小さな会社ができ、いろんな創業をしまして、これから物すごく発展する。そういう人たちが自然を損なったら困ると言っているわけですよ。私もそう思います。

私は、そのすぐそばに公団とかいろんな人の協力をお願いして、山桜とか、もみじとか、約10ヘクタールぐらいで、1番いい日本一の美しい環境をつくろうとやっている。その隣ですからね、そういう人工物ができたら本当に由布市の観光がめっちゃめっちゃになる。そういう意味で、皆さんが心配しているんです。さりとて、地元の人たちが、土地を始末しきらんから売ってくださいという気持ちはよくわかります。だから、できることなら森林ネットに買っていただいて、地域と一体的な発展ができるような土地の売り方ができれば、私は1番いいなと思って、それで森林ネットさんにも頑張ってもらって、観光振興を含めて、大分県の振興を含めて、どうすればこの土地が1番いい方法で活用できるかということで解決を図られたら、私は1番いいなとそういうふうに思っておりますし、これは趣旨は採択してあげないといけないなというふうに私は思っております。

末宗委員 これ事業者名も何も言われないうわけやけど、第一、由布市長と契約しているやろう。議会も通している。それを言われないうって、何かそんなばからしい話あるの、本当に。まともに答弁してるんかね。議会も何もかも通ったやつを……、由布市があるかないかわからんって県が言いよるなら別よ。由布市は認めないとかいうのなら別けど、市長も市議会も全部通っているやつを教えられないの、本当にまだ。まだ答弁がないんだけど。

工藤農林水産部長 由布市とそのファンド名ということであれば、今、議長からお話がありましたように、ファンドクリエーションというところが契約をしているということは聞いております。我々のところにそこから正式に申請が上がってきているという状況でないということは、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、先ほど久原委員からもお話がありましたけれども、先ほど説明をちょっとさせていただきましたが、県としては、この1月に由布市と事業者との土地売買契約が解除さ

れば、森林ネットのほうで買収をすると、買い取りをするというあつせんを由布市のほうに提案をしているところであります。その後、由布市のほう、新聞情報等によりますと、いろんな動きがあつておりますけれども、我々としては今、そのスタンスを崩しておりません。議長が言われたように、大変すばらしい場所でもあるということで、1番いい解決にいけばいいという思いから、そういうあつせんをしております。それが最終的にどういう展開になってくるのか、また、開発の申請が上がってくるのかというのは、まだ今の時点では結果ははっきりわかりません。そういう状況です。

末宗委員 いや、とにかくね、今、部長も名前を言ったんだけど、議長によれば資本金1万円だとか、そんなうわさも出ているんだけど、そこあたりをまず開示してくれないと、議会に教えず、どうやって県民に説明するの、議会側は。まずそこを解決してくださいよ、この場で。

工藤農林水産部長 状況が進んで、申請をしていくという段階になれば、当然委員会にも状況を説明させていただきたいと思っております。

末宗委員 いや、その申請って、もう由布市議会は通って、何もかもできているやつで、県に申請がないだけの話で、県もこの資料をここにここまで出しているわけよね。ずっと森林法で何とか、森林ネットの話まで出ているんだから、当然、相当の話はしているわけだし、全部知っているわけや。それでも議会には出さないというわけ。

工藤農林水産部長 申請書が出ておれば、どういう状況ですという説明はできますけれども、今時点でそういう状況にはないということで、4つの条件、森林法上の上ですね。これはきちっと我々も厳正に審査をする必要があるというところが、今の県の状況ということをご理解いただきたいと思います。

末宗委員 いや、理解はできるけど、そういう中身を議会にどうして教えるの。当然教えても、秘密にするのは個人が損するとかそういう話で、個人的にセクハラだの何だのといろんな問題があるときに、こういう公の分は違うやろう。行政の都合のいい部分だけが秘密かよ、ほんなら。そういう考えでやるの、大分県は。

工藤農林水産部長 申請が上がってきていけば、この業者からこういう申請があるという段階の話ができますけれども、我々、森林法上の許可権限を持っているところとしては、いろんなやりとりしている情報というのは我々のほうにはまだ入ってきていないということをご理解いただきたいと思います。申請が出ればですね……

末宗委員 森林の課があるだろうから、そこには相談が1回ぐらい来てるやろう、その開発業者から。1回も相談も何も大分県にないかな、そこから。

工藤農林水産部長 当然、いろんな相談事というのは来ておりますので、それは法上の必要なところはきちんと、それはどういう業者であろうと説明しないといけませんから、そのところはちゃんと説明をしております。

それで、今言いましたように、4つの条件ということを守るといことが大事ですということは申し上げております。

末宗委員 だけど、来てからじゃ遅いじゃない、議会は。それまで、ほんなら議会は何も対応できないじゃない。議会は何もするなって言いよんのか。

工藤農林水産部長 そのところは我々も、申請が出て、それに対して審査をしていくという状況になりますので、そのところは我々としても申請を出せ出さんというような話

にはならないので、ご了解をいただきたいと思います。出てきて状況を説明できるようになれば、また説明をさせていただきたいと思います。

末宗委員 要するに、県の体質は秘密体質だということを県が言いよるわけだけど、ずっとこれからも行政は秘密でいくということを今、表現変えたら言いよるわけだけど、もう時代が変わったんだから、ちょっと変えていいんじゃないかなと思うんよ。もう江戸時代かなんか、これは明治でもなかったよ、こんな秘密は。江戸時代かなんかの官尊民卑の本当最たるもんよね、いまだに。（「12月10日からはまだ激しなるぞ。秘密保護法が…」と言う者あり）

土居委員長 これは陳情ですので、採択しません。そのほかご意見ございませんか。

守永委員 先ほどから申請主の事情についての発言があるんですけども、私自身とすれば、この事案だけからしたときに、この事案に対してどう正当に評価すべきかという判断をする状況においては、申請者がどういう事情から、どういう正体のものかというのは知らなくても判断できるのかなと。だから、その辺では公平性を保つという意味では、この陳情の意味からすれば、事業者について説明がなくてもやむを得ないかなという気はするんです。ただ、それぞれ思いが違うでしょうから。そういった中で、今先ほど申請が届いていないというふうなお話だったんですけど、申請が届いたとすれば、こういった根拠法令に基づいて進めざるを得ないというふうなことなのですが、この4項目、規格が合えば、結局許可をせざるを得ないというふうな性格の法律だと思うのですが、実際、景観を損なうという部分がこの森林法上でしんしゃくできる要素になるのか、それとも今、法的に景観を損なうということだけでは何ら判断できないものなのかというのだけ教えてください。

吉田森林保全課長 今、委員からご質問ございました景観に関する事で、森林法上の許可でございますけれども、この森林法上の許可基準ということになりますと、残置森林——森林を残しなさい、それからのり面を小さくしなさい、それからのり面を緑化しなさい、こういうような指導がこの形の趣旨となっております。基本的には、この景観を理由に全部工事を差しとめると、こういうことを森林法の趣旨上、想定しておりません。

繰り返しますけれども、残置森林——森林を残すということと、のり面を小さくすると、それを緑化するという、その手法で対応していくということになっております。

以上でございます。

近藤委員 法的なものをクリアすれば許可せざるを得ないというようなことだと思うんですけども、自然災害も確かに発生しますよ。あの現状からしたら、それでなくても過去に相当の災害が発生しているわけですから、そういうことは一切勘案しないということなんですか。ただ法的にクリアすればいいということ、どういうふうになるんですか。これほどいろんなところで自然災害が発生してる、明らかに集中的に発生するというか、予測されても許可するというわけ、どういうことになるの。

吉田森林保全課長 災害、水害の防止という対策を講じるという条件もついております。これにつきましては、対象となりますのは、森林の林地開発、メガソーラーの対象となる、この場合は約20ヘクタール、これが対象となります。この山について、これまで持っていた保水機能とか、災害防止する機能、これを調整池をつくったり、それから沈砂地をつくったり、のり面には必要な対策をとったり、そういう対策をとって開発を認めるという方向になります。

近藤委員 20ヘクタールだけならともかくとして、その後ろにある鶴見岳から伽藍岳、あの山の全部1カ所に集中するわけでしょう。だから、そういう意味でも、そこまでは責任持てないとしても、そういうことを勘案したら、当然大きな災害が出るということを想定して対応しないと、これは本当にとんでもないことになりますよ。19年の災害のが土木にあるから、あれごらんになっていただいたらわかると思う。自然の状況であれだけのことが起きるわけですから、あれが20ヘクタール張りつくされでもしたら一気に出ますよ。どういうふうに想定外の雨が降るかわからないんですよ。そういうことを考えたら、非常にこれ慎重にやってもらわんとですね。

吉田森林保全課長 今、委員ご指摘のところ、当然上部に山がございまして、あそこは山地災害危険地区ということで治山ダムが入っております。ただ、林地開発の森林法の趣旨に照らしますと、この20ヘクタールの限られたところが林地開発許可になると。ただし、委員おっしゃるように、そこら辺の保全対策、これにつきましてはあそこは国有林です、林野庁が担当していますけれども、今、治山ダムが入っていることで土砂をとめております。ただ、今後そういう状況を見ながら対策等をとっていくということは、県としても林野庁あたりにはきちっと相談をしていきたいと考えております。

元吉委員 いろいろ意見が出ていますけど、森林ネットに買収あつせん、県がやろうとしているということは、メガソーラーじゃない方向で考えているんじゃないんですかね、実際。申請を出したら許可出すのかというような話が多いんですけど、ここに書いており、災害や何やっていったら、あとは県のそういう災害に関する、例えばいろんな工事とか、いろんなもので、これは危ない、これは危ない、危ないと言ったら、結局はここまでやらんと許可出ませんよということに逆になるし、そう押し進めていこうというふうに考えているのが本音やないかと、どうなんですかね、部長。

工藤農林水産部長 先ほど言いましたように、土地売買契約で相手方に移そうという状況の中で、地元にも反対があるという中では、非常にベターな方策とすれば、こういう形で公的などが買い取りをして地元も納得がいく姿になるほうが1番いいのかなというのは、これは県のスタンスです。その上で、当然法的な問題はいろいろありますから、ここまでというか、開発という形で進んでくれば、それはまた法に照らして適正な判断をするしかないという状況になるということで、今の県のスタンスとしては、森林ネットのほうに買い取りがいけばおさまるんじゃないかなという気持ちは持っております。その上で、今、県としてもこうやって進めてきているという段階になります。

ただ、その先に進んできたとき、これはもう法に照らしての判断をせざるを得ないと、そのときにはきちっと適正な判断をするということでもあります。厳正な判断をしていくということでもあります。

土居委員長 ほかに、ご質疑等もないので、以上で、陳情48については終わります。

次に、執行部より、報告いたしたい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

工藤農林水産部長 平成27年度農林水産部当初予算の要求概要について、ご報告いたします。

別冊資料、平成27年度当初骨格予算要求概要の1ページをお開きください。

27年度当初予算は、来年4月に統一地方選挙が行われることから、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や、継続事業を中心とした骨格予算として編成されます。

このうち、景気・雇用対策や防災・減災対策などの喫緊の政策課題などについて、年度当初から執行が必要な事業は、新規事業であっても、要求しています。

詳細につきましては、資料の27ページをお願いいたします。

当初予算の要求総額は、上の表の27年度当初要求額の欄にあるとおり379億8,692万3千円で、その表の下に要求の主な事業を体系的にお示ししております。

担い手の減少や、グローバル化、国の政策の転換等に対応し、構造改革をさらに加速するため、大分県長期総合計画に基づいて、「The・おおいた」ブランドの確立に向けた商品（もの）づくり、次代を担う力強い経営体づくり、効率的で持続性のある生産基盤・環境づくり、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出、分権確立に向けた行政体制の整備の5つの区分に整理をして要求しています。

これらの要求事業のうち、新規事業について個別に説明をさせていただきます。資料28ページをお願いいたします。

まず、4安全・安心な商品づくり事業3,453万2千円です。これは、消費者ニーズに対応し、安全・安心な農産物づくりを進めるため、残留農薬検査態勢の強化や、生産工程管理を確認する新たな認証制度の普及促進を図るものであります。

次に、29ページです。

14これからの酪農経営支援体制強化対策事業3,982万円です。これは、酪農経営の効率化と低コスト生産を推進するため、黒毛和牛の受精卵移植の体制整備や、次世代を担う酪農経営者の資質向上研修にかかる経費などに対して支援するものです。

続きまして、15漁業担い手総合対策事業1千万円です。これは、漁村に活力を取り戻すため、若くて意欲のある漁業の担い手の確保や漁業後継者及び中核的漁業者の資質向上を図るための研修制度を創設するとともに、漁村女性の活動や6次産業化への取り組みなどに対し支援するものです。

続きまして、18農業用ため池緊急対策事業1千万円です。これは、地震や降雨等により損傷が発生した農業用ため池による下流域の被害拡大を防ぐための緊急対策や、国庫補助対象とならない受益面積0.5ヘクタール未満かつ貯水量1千立米未満のため池の緊急点検を行うものであります。

以上が、当部の当初予算要求状況ですが、この資料につきましては、本日から来年1月13日までの間、県庁ホームページ及び情報センター等で公表し、広く県民の皆様からご意見を求めることとしております。

以上でございます。

渡辺審議監 平成26年度災害等の発生状況について、ご報告いたします。

初めに、阿蘇山からの降灰による農作物等への対応についてでございます。委員会資料の5ページをお願いいたします。

1阿蘇山の噴火状況は、先月11月25日に中岳で小規模な噴火が発生し、降灰は熊本県阿蘇市から竹田市にかけて確認されております。現在も噴火は継続しており、今後も噴火が繰り返し発生する可能性があるという気象台が発表しております。

2現状であります。11月26日から現在までに、竹田市、豊後大野市を中心に、レタス、白菜など葉物の露地野菜、シイタケ、園芸用栽培施設で火山灰の付着を確認しています。

白菜など葉物の露地野菜は、外葉を剥ぎ、洗浄し火山灰を除去して出荷されております。シイタケは、ほだ木にビニールをかぶせ、火山灰が付着しないよう対策が行われているところでございます。

3対応でございますが、11月26日から降灰状況などの情報収集、生産者への降灰対策の連絡を開始し、11月27日には、豊肥振興局が農作物等への降灰対策を関係機関に通知したところでございます。

11月28日には、風向きにより降灰する地域が移動していくため、県下全域を対象に降灰対策マニュアルを作成し、公表いたしました。

なお、降灰対策マニュアルは、状況の変化に応じ、随時更新することとしております。

この数日は目立った活動はありませんが、今後も降灰の状況を注視してまいります。

以上でございます。

吉武畜産振興課長 特定家畜伝染病の発生状況等についてご報告いたします。

資料の6ページをお願いいたします。

まず、1高病原性鳥インフルエンザの発生状況ですが12月5日現在、島根県、千葉県、鳥取県、鹿児島県の4県、4例の野鳥のふん便や衰弱野鳥からウイルスが検出されております。

このように、既に国内の野鳥に本病ウイルスが侵入しており、本病を防ぐためには防鳥ネットにより野鳥の侵入を防ぐほか、農場へ入る際の靴底消毒の徹底を養鶏農家に指導しているところです。また、万一、異状を発見した際には早期通報を呼びかけているところでございます。

次に、2韓国の口蹄疫の発生状況についてですが、本年7月に3年ぶりに豚での口蹄疫の発生が3件確認され、さらには12月4日に再度、豚での発生が確認されました。隣国での発生ではありますが、韓国との人的交流が活発なことから、入国時の水際防疫に加え、農場出入り口の消毒など防疫対策の徹底を指導しております。

最後に、3豚流行性下痢（PED）の発生状況と対応についてご報告いたします。

平成25年10月から流行したPEDは平成26年8月末まで38道県、817戸で発生し、38万5,319頭が死亡しました。本県においても6農場、7,903頭が死亡しましたが、9月以降全国で9都県、21農場での新たな発生や再発生が確認されており、ワクチンを活用した発生防止対策を指導しているところでございます。

なお、本県では7月以降発生はありません。

以上でございます。

寺本漁港漁村整備課長 平成26年10月12日から翌日13日までの台風19号により発生した漁港関係施設被害について、ご報告いたします。

資料の7ページをお願いいたします。

宇佐市長洲漁港において、3件の漁港関係施設被害が発生しました。被災施設は、導流堤71メートル、護岸60メートル、防波堤17メートルで、被害金額の合計は1億4,600万円となっております。

今後の予定としましては、12月に国の査定を受け、来年2月末から復旧工事に着手したいと考えております。

なお、導流堤、護岸等の漁港施設の復旧工事につきましては、ノリ養殖に影響与えない

ように工程調整を行いまして、来年8月末までの完成を目指して進捗管理をしてまいりたいと考えております。

今後とも円滑な漁業活動が行われるよう、早急な復旧に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

本多農地農振室長 農地中間管理事業の現況について、ご報告いたします。

資料の8ページをお願いいたします。

農地を集積・集約して意欲ある担い手に貸し出すため、農地中間管理機構である大分県農業農村振興公社では、担い手の公募を7月から11月まで計3回行いました。

公募状況は1にありますように、重複申請を除き285件、計1,672ヘクタールの応募があったところでございます。地域別では県北地域が多く、経営体別では、認定農業者等の個人が158件、集落営農法人、株式会社等の法人が127件となっております。

また、貸し手と借り手のマッチングを今進めておりまして、現在、10月、11月で約123ヘクタールのマッチングができたところでございます。

そのうち2にありますように、110ヘクタールにつきましては、11月28日から農用地利用配分計画の公告・縦覧を県において進めておりまして、今月末に計画を認可することとしております。

県では、農地中間管理事業が農業の構造改革には不可欠と考え、今後も市町村や農業委員会、農協などと連携しまして、より一層の推進を図ってまいります。

以上でございます。

小野集落営農・水田対策室長 平成26年産米の状況について報告いたします。

9ページをお願いいたします。

まず、1の作柄概況ですが、資料は10月15日現在となっておりますけれども、つい先日、12月5日現在の最終値が公表されましたので、ほとんど数値的には変更ございませんけれども、その内容で説明いたします。

26年産本県水稻の作柄は、日照不足やいもち病の発生に加え、登熟がやや不良となっていることから、10アール当たりの収量は489キログラム、作況指数は97となりました。

一方、全国は北海道から関東にかけての作柄が平年並み以上となったことから、10アール当たりの収量は536キログラム、作況指数は101となりました。

全国の予想収穫量は約789万トンとなりまして、26年産の生産数量目標が765万トンであることから、これを24万トン上回ることとなります。

こうした中で、26年産米の価格は大幅に下落しておりまして、2の26年産米の相対取引価格を見ますと、26年9月の全国全銘柄平均価格は60キログラム当たり1万2,481円で、25年産同期の83.9%となっています。

米価の下落につきましては、農家の経営に大きな影響がありますが、こうした状況に対応するための国の対策としまして、3にありますように、米・畑作物の収入減少影響緩和対策――いわゆるナラシ対策と、ナラシ移行のための円滑化対策があります。

ナラシ対策につきましては、当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補填するものであります。

が、この交付対象者が4ヘクタール規模以上の認定農業者、集落営農に限られていることから、26年産に限り、ナラシ対策に加入できない生産者への対策として、農業者への拠出を求めない、ナラシ移行のための円滑化対策が創設されています。

円滑化対策に加入できるのは、26年産米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない生産者であり、ナラシ対策で補填される国費相当分の5割が交付されることになっております。

そのほか、国では当面の資金繰り対策として、セーフティネット資金の1年間の無利子化や米の直接支払交付金の年内支払いなどを行うこととしております。

県といたしましては、ナラシ移行のための円滑化対策は対象者が多く、今年限りで制度が十分理解されていないことが危惧されることから、対象が検査米3等以上であることなど、その内容の周知を重点に行ってきたところであります。

また、米価の下落傾向は今後も続くと考えられることから、来年度以降に向けては、規模拡大や効率化による米の低コスト化を前提として、セーフティネットであるナラシ対策への加入や主食用米にかわる飼料用米等の導入を進めていきたいと考えています。

なお、資料にはございませんけれども、27年産米の生産目標数量が、先日決定されました。全国では、26年産から14万トン減少し、751万トンになりました。本県につきましては、26年産から90トン減少し、11万7,690トン、面積では20ヘクタールの減少にとどまり、ほぼ前年並みの目標となっております。

以上でございます。

矢田団体指導・金融課長 続きますので、金融支援についてご報告いたします。

資料の10ページをごらんください。

今年の米価が大幅に下落したことで、減収が見込まれる稲作農家に対しまして金融的な支援策を講じました。

2の対策ですが、農協などの金融機関が融資する(1)農業近代化資金や、日本政策金融公庫が融資する(2)農林漁業セーフティネット資金の利子相当額を県が助成し、3年間実質無利子で融資するものでございます。

無利子対象の貸付限度額は、米の出荷数量60キログラム当たり3千円を上限としまして、それを超える融資希望額につきましては、それぞれの資金の貸付限度額の説明欄に示しております、貸付限度額まで有利子で融資できることとしております。

また、(3)農業経営緊急対策アシスト資金は、既に制度資金を借りている稲作農家が、今年度の約定償還が困難となった元金を借りかえ、実質的に償還猶予を行うことができるもので、300万円を貸付限度額とし、貸付利率0.8%で融資するものでございます。

3の相談窓口ですが、県の機関の表にあります、各振興局担当部署のほか、市町村または農協、日本政策金融公庫など金融機関にお問い合わせいただくよう、既に周知しているところでございます。

以上でございます。

重盛畜産技術室長 大分県酪農振興計画の策定についてでございます。

お手元でございますA3版1枚の資料をごらんください。

本計画は酪農における構造的な課題解決を図り、安定的、持続性のある酪農経営を確立するためのもので、県酪等の関係団体の意見を聞きながら現在策定作業を進めており、本

日はその概要についてご説明いたします。

基本コンセプトといたしまして、次世代を担う酪農経営体の体質強化と生乳生産量の確保です。

次世代を担う酪農経営体とは、45才以下の若い経営者や後継者のいる経営体や法人経営体のことで、本県では65%が定着し、87%の乳牛を飼養しております。本計画により、新たな支援体制の整備、経営体質の強化、消費・流通対策を3点に酪農の構造改革を図るものです。

Ⅱの酪農を取り巻く現状ですが、消費の減少による乳価の低迷、輸入飼料価格の高騰、後継牛導入価格の高騰等により厳しい経営状況が続いており、それに伴い、酪農家戸数、頭数の減少、生乳生産量が大幅に減少しております。

Ⅲの課題解決に向けた考え方ですが、個別経営体の所得向上を図ることが極めて重要であり、第1の新たな支援体制の整備では、作業受託システムの整備等による効率的な生産体制の確立を図ってまいります。

具体的には、①後継牛預託システムの構築、②効率的な黒毛和牛の受精卵移植体制の整備、③県酪TMRセンターの機能強化等、酪農家が行う作業のうちで、共同化が可能な作業を外部に委託し、個別経営体の効率化を図ることで酪農の構造改革を推進いたします。

第2の経営体質の強化といたしまして、引き続き、乳牛の飼養環境の快適性を確保するためのカウコンフォート対策、省力化対策の充実、現場で問題を解決するバーンミーティング等の技術研修の実施、性判別精液等を活用した効率的な後継牛の確保等を支援するとともに、経営対策として、各種資金の活用等により財務状況の改善等を図ってまいります。

第3の消費・流通対策についてですが、酪農教育ファーム等による消費者の理解醸成や酪農家の6次産業化等の取り組みを支援いたします。

以上の3点を柱として、安定的で持続可能な酪農経営体の育成を図り、平成32年度に搾乳牛頭数1万頭、生乳生産量年間9万トンの達成を目標として、本計画の策定に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

近藤森との共生推進室長 鹿を効率的に捕獲するため、本年度、新型捕獲装置ドロップネットを導入し、捕獲に取り組んでいますので、その実施状況について、ご報告をいたします。

資料の11ページをお願いします。1番下の表をごらんください。

鳥獣被害の軽減を図るため、集落環境、予防、捕獲と獣肉利活用の4つの対策を柱に取り組んでいます。

特に、鹿の捕獲対策については、捕獲報償金制度や県内一斉捕獲等により、平成25年度の捕獲頭数は3万2,391頭で、過去最多となりましたが、依然として、生息密度の高い地域や生息地域の拡大が見られます。農作物や林業被害を軽減するため、さらに捕獲圧を強化する必要があり、本年度ドロップネットを導入いたしました。

12ページをごらんください。上の図がドロップネットの模式図です。縦横の長さ18メートルの網をワイヤーで3メートルの高さにつり下げ、ワイヤーにつないだ電磁石を、携帯電話を使って作動させ、網を落として鹿等を捕獲する装置です。

この装置は、2時間程度で設置ができ、また、移設も簡単にできます。鹿をおびき寄せ

るため、米ぬかをまくなど、餌づけが必要ですが、特別な技術は必要なく、少人数での捕獲が可能です。

本年度は、鹿の生息密度が高い地域である玖珠町、由布市及び国東市の3カ所に設置しています。

玖珠町においては、日出生台演習場の周辺部の畑地の一角に9月29日に設置いたしました。

設置から2週間程度で、8頭程度の鹿の群れが集まっていることを携帯電話の画像で確認できましたので、11月5日に網を落として、鹿8頭を捕獲しました。

なお、装置を設置する際には、各市町村の担当者や猟友会員にも参加していただき、設置方法や装置の取り扱いについての研修をあわせて行ったところです。

さらには、先週12月3日に第2回目の捕獲を実施し、7頭を捕獲しました。

ドロップネットが、効率的に鹿の捕獲ができることを実証できたことから、今後、各市町等に情報提供を行うとともに、当該装置の普及定着を図りたいと考えています。

また、ドロップネットに限らず、鹿等捕獲対策強化のため、農林業者の狩猟免許取得や市町村連携による一斉捕獲、さらには、新たな捕獲装置の実証・導入を推進するなど、市町村や猟友会等と連携しながら被害の軽減に取り組んでまいります。

以上でございます。

本庄水産振興課長 ウナギ養殖業への届出制の導入につきましてご説明いたします。

資料は13ページでございます。

平成26年6月20日に制定された内水面漁業の振興に関する法律に基づき、本年11月1日から、ウナギ養殖業が届出養殖業として定められました。

まず1の背景でございますが、ニホンウナギは、その稚魚の採捕量が長期的にみて低い水準にありまして、本年6月には、近い将来、野生での絶滅の危険性が高いものとして、国際自然保護連合のレッドリストに掲載されるなど、国際的に資源管理の必要性が高まっておりますことから、国が資源管理対策の一環として導入したものでございます。

これによりまして、2に記載しておりますように、ウナギ養殖業を営むには農林水産大臣への届け出が義務づけられ、無届けや虚偽の届け出をしたものには罰則が課せられることになりました。

現在、本県では14業者が届け出をいたしております。

また、3に記載しておりますが、並行して各々の養殖業者には、国から今期のシラスウナギの池入れ量の上限量が割り当てられ、この遵守が求められています。これは、本年9月17日に日本、中国、台湾、韓国の間でウナギの国際的な資源保護・管理を協議し、シラスウナギの池入れ量を前年漁期に対して20%削減するという合意に基づくものでございます。本県への配分数量は0.2トンと見込まれています。

なお、国は今後ウナギ養殖を届け出制から許可制へ移行することを予定しておりまして、その場合は新規参入や生産規模拡大が法的に制限されることとなります。

漁船漁業におきましては、届け出制や許可制の漁業が多数ございますが、養殖業への導入は初めてのことであり、ご報告させていただきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

近藤委員 2点ほどお聞きします。お米の値段がこれほど下がるとはまさに想定外でして、今、大変な状況で、どうなるのかなという本当に心配の声がありますので、何か農家が意欲を失わないような施策をしっかりと国を挙げて、県も挙げて出していただきたいというのが1点。

それから、もう1点は、韓国でインフルエンザ、口蹄疫が意外と根強く発生をしておりますし、隣国ですので、県も相当現実にはいろいろやっているというふうに思いますけれども、いま一度呼びかけをやっていただきたいなという思いがあります。この2点についてお答えをお願いします。

小野集落営農・水田対策室長 26年産米の価格について、我々も非常に大幅な下落ということで心配をしておるところでありますけれども、特に国の施策の中で、先ほど説明いたしましたナラシ対策につきましては、ある程度下落の影響緩和という対策になってきます。内々に今の見込み、計算してみると10%以下の収入減に抑えられると、その対策がないときはですね。そういう施策もあります。特に今しているのは、来年以降、そのナラシ対策、認定農業者と集落営農が対象なんですけど、生産者にぜひそれに入ってもらいたいという声かけを今一生懸命やらせていただいています。国のほうは平成30年から収入保険を検討しております。そうしたものをセーフティネットでやっていくというふうにしていますので、国の動きもしっかり見ながら、見極めながら、先ほど言いましたように、低コストを進めながら、米以外でも収入を確保しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

吉武畜産振興課長 口蹄疫、鳥インフルエンザですけど、口蹄疫は、韓国はワクチンで今清浄化対策を行っています。ワクチンによる清浄化というのは、やはり野外ウイルスとワクチンウイルスが同時に生きる、そういう状況にありますので、韓国は非常に危ないというふうに我々考えています。鳥インフルエンザについても、これまで韓国の発生は大体冬場の発生だったわけですが、今年度に限っては毎月発生しているということで、多分韓国の野鳥等に鳥インフルエンザウイルスがもう定着している可能性があるということで、ことし国内で発生するリスクが高いという、そういう状況です。そういう状況を受けまして、我々いろいろ情報が入るたびに家畜保健所を通じて市町村等にも情報提供もしておりますし、あと農家のほうには直接ファクスで、特に養鶏農家等はファクス等が整備されておりますので、直接ファクスで情報提供をします。口蹄疫の関係、豚も基本的には農家に直に家畜保健衛生所のほうから情報提供をしていると。ただ、肉用牛、あるいは酪農については、ちょっと戸数が多いので、県酪を通じて、あるいは農業団体とか市町村を通じて呼びかけはしております。先週、状況が非常に危ないということで、市町村を集めて連絡会議等を行ったところでございます。

以上でございます。

近藤委員 お米につきましては非常に円安で、飼料が高くなっておりますし、やっぱり抜本的に飼料用米の転換にしっかりと方針を持って私は誘導すべきだというふうに思っておりますが、県はその点についてはどういうふうに考えているのかが1点。

それから、口蹄疫につきましては、もう本当にやっとな清浄化になって、これから再開と

いうことでいろんなところで今頑張っておりますので、これ再び来たら、もう本当に強制力の強いのがなくなってしまうので、相当に嚴重にやっていただきたいなというふうに思っております。

そこで、私自身も協会長をしておりますし、いろんなところで呼びかけをしておりますが、農業団体を挙げて、さらに気合いを入れていくという、呼びかけも大事だというふうに思っておりますので、その点についてもお答えをお願いしたいと思います。

小野集落営農・水田対策室長 飼料用米につきましては、ことし飼料用米の作付が1,054ヘクタールになりました。昨年から約300ヘクタールふえたところであります。主食用米の価格がこれだけ下がりますと、実際ことしの作付でいきますと、飼料用米をしっかりとつくった方が実際の収入は多いというような状況に多分なると思います。ヒノヒカリの仮渡金が8,700円であります。飼料用米の交付金が平均で8万円、それに専用種を使えば1万2千円加算されます。耕畜連携をするとさらに1万3千円ということになりますので、10万円を超えてくるという形になりますので、非常に有利な作物であると。国も全国で進めていこうというところでもありますので、県としても主食用米の価格で収入が確保できないというところについては飼料用米をしっかりとつくって、水田農業全体として所得を確保していただくという方向で取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

吉武畜産振興課長 口蹄疫、非常に危ないということで、今、円安ウォン高の関係で韓国からのお客さんが非常に多い傾向。それと、ティーウェイ航空ですか、それと大韓航空も飛んでいますし、どういう形でウイルスが入ってくるかわからない状況にあるということで、基本は農場の中にまずウイルスを入れないということが非常に大切だと思いますので、これにつきましては、家畜保健所を通じて農家等を巡回する中できっちりと啓発、指導をしてみたいと思います。

それと、ちょっと日程調整をしたいと思いますが、再度市町村、あるいは農業団体、家畜人工受精師等を対象に防疫に係る全体会議を近いうちに開催しようというふうに考えております。

以上です。

近藤委員 口蹄疫の件についてはよくわかりましたが、お米の主要米の需給対策ですね。これは貯蔵施設がふえると間に合うのかなという心配もしてありますけれども、そういう貯蔵とか需給の関係、そういうのはコントロールはどういうふうにやるのか、その辺ちょっと。大丈夫ですかね、貯蔵施設とかいうのは大分県は。

小野集落営農・水田対策室長 現在、県段階で主要用米の協議会、いわゆる生産段階と需給関係ということで協議会を持ちながら関係機関と協議をしています。その中でマッチングという意味でいえば、例えば、鈴木養鶏場さんあたりが生産のほうはまだまだ要望に応えられていないという状況にあります。そういう意味では、域内での相対でのマッチングというのがまだ十分できていないところがありますので、保管という意味では余り今のところ心配はないかなというふうに思っていますし、来年からは今度は全農が60万トン取り扱うというふうな方向で今検討が進められています。域内でもし需要が不足するという事態になれば、そういった全農のほうの主要米のルートに乗っていくということも考えら

れるというふうに思っております。

以上です。

元吉委員 アサリの増養殖事業です。今度、新規でまた名前が変わってやるみたいなんですけど、石原漁場を造成するという実験がありました。その後、大型の石原漁場をつくったというのは余り聞いていません。そこら辺の漁場造成はどんなふうになっているのか、教えてください。

本庄水産振興課長 アサリにつきましては、さまざまな角度から対策を講じております。現在、ケアシェルと申しまして、水酸化マグネシウムと貝殻を混ぜて顆粒状にしたもの、これをネットに入れて置いておきますと、大変たくさんの稚貝が集積できるということが、ことしわかりました。また、そのほかにも、砂と一緒に吸引してアサリの稚貝だけ取り出すというようなことも行っておまして、これを今、委員おっしゃられたような石原を使った漁場ですとか、竹を立てて保護する漁場、こういったものをつくって行って、そこに展開をしていくと。今までも稚貝までならたくさんできているんですけど、なかなかそれが大きくなれないというご指摘、実際そのとおりではございます。これを今申し上げたような形で漁場を展開してやっていこうというふうに考えております。ただ、さらに前提として環境がかなり悪くなっております。従前の自然災害たくさんございましたが、これで海底の条件が大変悪くなっているの、まずは公共事業をことしから3カ年導入いたしまして、中津、宇佐、そして高田の地先を耕うんして、耕すことによって、いい漁場にした後でそういった形で漁場展開をしていきたいなというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

土居委員長 阿蘇山噴火の降灰被害についてですが、先日、萩とか菅生のほうを回ったんですけど、例えば、キャベツは収穫最後のほうで残りわずかでして、通常ならこの量ならば、1日、畑に行くとって出荷まで3時間で済んだところを、1回家に帰って洗うんで、7時間かかったと農家の方がおっしゃっていました。ことしはいいにしても、来年度作付とか生産計画を立てるのにどうしたものかなという不安を抱いていました。やはり県としてもきちっとした指導をすべきだと思うので、その辺をどのように考えていくのか、来年度になりますね、それについてお伺いします。

もう1つは、鳥獣被害で、中山間を利用してとる人がふえていっているんですけど、とれたはいいんですけど、それをなかなか流通できないというか、処理できないという悩みもございまして。山に置いていくわけにもいかないしということで大変悩んでいますので、この辺の件はどのように考えているのか、この2点お伺いします。

渡辺審議監 平成元年に阿蘇山が噴火して、二十数年ぶりということで、農家の方もどう対処していいかというのがわからないということで非常に悩まれているというのも私どもも聞いております。その具体的な対処法もそれぞれ工夫しながら今やっていただいて、今作についてはどうにかなりそうだと。次作をどうしようかと、まさに委員長が言われるとおりでございます。気象台のほうの予測においては、降灰は短くはないよということは聞いておりますので、次の対策というのが必要になってくると思います。これについては、今の段階でどの程度の予測をして、どういうものを準備するかというものが私どもも手探りの状況でございます。産地の方と一緒に情報を取り入れながら、一緒に考えていこうと思っておりますので、情報を収集していきたいと思っております。

近藤森との共生推進室長 獣肉の活用についてですが、今、県内では、農林水産祭とか、高校生のジビエ料理教室など、あるいは学校給食で使ってもらえるようにいろいろと取り組みを広げているんですけど、やっぱり何ととっても県外、東京とかそういったところの消費が中心になろうかと思っております。それで、昨年1月になるんですが、流通加工業者とか狩猟肉加工業者で大分県の狩猟肉文化振興協議会というのを立ち上げました。その中にそういう消費者なんかを取り込んで、今、東京とか、そういったところのレストランとか外食チェーンなどで鹿とかイノシシの肉を消費していただくような、そういった取り組みを今進めているところであります。まだまだやることはたくさんあるんですけど、少しでも活用できるように、これからもしっかりと頑張っていきたいと思っています。

土居委員長 ほかに、ご質疑等もないので、以上で、諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別に、ないようですので、これをもちまして、農林水産部関係の審査を終わりますが、本日、塚原高原の陳情については、委員から注文がつけました。委員会で情報開示できないときには、事前にご相談をお願いしたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

執行部の皆様はお疲れさまでございました。

委員の皆さんは、先ほどの意見書の案を練りますので残ってください。

〔委員外議員、農林水産部退室〕

土居委員長 まず、先ほど採択いたしました請願48の意見書の検討を行います。意見書案についてご意見等ございませんか。

〔委員間協議〕

土居委員長 では、委員長の私に一任でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 委員長一任ということで、意見書を委員会発議として12月12日の本会議に提出いたします。

次に、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査をいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることといたします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別にないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでございました。